

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

2025 年 7 月 10 日
株式会社証券保管振替機構

1．改正趣旨

現在、外国株券等保管振替決済制度（以下「外株制度」という。）において取り扱われる外国株券等に係る配当金等（償還金等を含むすべての金銭）については、一定期間の経過によって支払義務が免除される除斥期間の設定がなく、外国株券等実質株主の受領が完了していない配当金等が未払金として機構又は外国株券等口座管理機関に残存するため、当該未払金の継続的な管理等が必要となっている。一方で、上場内国株式等（振替株式等）に係る配当金等については、発行会社の定款に除斥期間を設定することが一般的であり¹、未払金が残存しないよう手当てされている。

日本国内で行われる配当金等の支払いにおいて、こうした上場内国株式等との差異を解消し、統一的な取扱いを図ることにより外株制度の安定的な運営を確保する観点から、外国株券等の配当金等についても除斥期間を設けることとし、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「外株規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2．改正概要

（１）配当金等に係る除斥期間の設定

外株規則第 72 条及び第 73 条に規定する配当金等（償還金等を含むすべての金銭）の支払手続において、機構が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、機構はその支払義務を免れるものとする除斥期間を設ける²。（外株規則第 72 条及び第 73 条）³

（２）その他

その他、所要の改正を行う。（外株規則第 2 条第 28 号）

3．施行日

2030 年 10 月 1 日から施行する⁴。ただし、2．（２）の改正規定は、2025 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

¹ 全国株懇連合会「2024 年全株懇調査報告書」参考。なお、外国株券等に係る配当金等についても、郵政民営化（2007 年 10 月）の前は、日本郵政公社発行の振替払出証書を通じて配当金等を受け取る場合において、旧郵便振替法の規定により当該証書の発行日から 3 年 6 か月経過後に除斥されていた。

² 支払開始日から 5 年以内に配当金等の受取りが行われる限り、外国株券等実質株主に不利益は生じない。

³ 東京証券取引所では受託契約準則において、日本証券業協会では外国証券取引口座約款（参考様式）において、外国株券等口座管理機関の支払義務の免除を含む同様の改正を行うこととしている。

⁴ 十分な周知期間を確保する観点から、本通知日（2025 年 7 月 10 日）から 5 年以上経過した 2030 年 10 月 1 日から施行する。なお、施行日より前に機構指定の支払開始日が到来した配当金等についても、本改正規定を適用する。